

生駒市と株式会社南都銀行との包括連携協定書

生駒市（以下「甲」という。）と、株式会社南都銀行（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が保有する知的・人的資源等を有効に活用し、包括的な連携のもと相互に協力し、地域活力の増進、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1） 地域経済の活性化、雇用の創出及び起業・創業支援に関すること
- （2） 環境保全及び地域エネルギーに関すること
- （3） 防災及び防犯対策に関すること
- （4） 住宅政策及び移住・定住促進に関すること
- （5） 高齢者支援及び障がい者支援に関すること
- （6） 子育て・教育に関すること
- （7） その他前条の目的の達成に関すること

2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議の上、定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に関する疑義及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成29年8月3日

甲：奈良県生駒市東新町8番38号

乙：奈良市橋本町16番地

生駒市長

株式会社南都銀行

小柴 雅史

橋本 隆夫